



すぐに役立つ・わかりやすいシリーズの集大成!

地域警察官実務必携

～一件書類作成から犯罪事実記載等まで～

東京区検察庁上席の検察官兼総務部長 殿井 憲一 監修
(地域・刑事実務研究会 編)

定価 (本体 3,900 円 + 税) ■ A5判 ■ ビニール上製 ■ 1280 頁

2色刷り

これ一冊で大丈夫!

本書のポイント

「法解釈」「書類の書き方」「犯罪事実」がこの一冊に!

地域警察官の書類作成能力アップに不可欠な、「法的知識」、「書類の作成意義や立証目的の理解」、「証拠を分析・検討して手際よく書き込んでいく能力」が身に付く!

「総論」……捜査書類の全体像&記載要領等を掲載!

第1編は、捜査書類の全体像を示した上で、書類作成上の留意事項や一般的記載要領について、実務の観点からわかりやすく解説。

「各論」……各罪の法令解釈&犯罪事実&一件書類を掲載!

第2編以下は、地域警察官が取り扱う犯罪類型を取り上げ、罪名ごとに条文解釈、判例、犯罪事実記載要領を示した上で、一件書類記載例を多数収録!

決定版!



内容見本

1 編 捜査書類総論

1 章 書類作成総論

捜査書類の意義

捜査は、刑事手続の一環としての見地からいえば、一般に犯罪の嫌疑がある場合に犯人を探索しに必要があればその身柄を確保し、公訴の提起・遂行のため証拠を収集・確保する行為である。

この捜査の過程で行われる種々の処分や手続が「適正になされたかどうかを証明」し、また「裁判官(裁判所)に種々の争点を請求」し、さらに「捜査機関の体験・認識等を将来公判において証拠として用いる」ためには、それらは書面に表されていく必要がある。

捜査書類の大部分は捜査機関により作成されますが、私人が作成するものであっても、告訴状や告発状等は捜査書類といえることができます。

捜査書類には、その目的に応じた種々の内容のものがありますが、そのうち裁判において証拠として用いられる可能性のあるもので、公訴遂行と特に密接な関係を持つものは、**刑訴法第193条第1項**に基づき、その様式が検事総長から示されており、**捜査過程を明らかにすることに重点がある書式は犯罪捜査規範**で示されています。



基本と総論

※任意捜査が原則です。

※この目的をもって捜査の過程で作成された書類が「捜査書類」と呼ばれます。



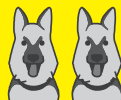
重要

たって作成する書類

ポイントが一目で分かる!

コラム等も充実!

イラストや図表が盛りだくさん!



下記被疑者 住居不定、自認 被疑事件につき、被疑事実の要旨及び急い申し渡補状を要求することができない旨を告げ被疑者を逮捕した手続表、次のとおりである。

記	内容
1	被疑者の住居、職業、氏名、年齢 住居不定 無職 甲野 太郎 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)
2	逮捕の年月日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日午後10時48分
3	逮捕の場所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町2丁目1番1号乙用一夫方北側路上
4	罪名
5	住居 被疑 被疑 被疑 被疑 被疑 被疑 被疑 被疑 被疑 被疑

6 地域警察官の取り扱う詐欺罪

(1) はじめに
地域警察官の取り扱う詐欺事件には、「借用」と「無銭」があります。

「借用」とは、借用を口実として金品をだまし取るものです。「無銭」とは、人を欺いて飲食、宿泊、乗車等をし、不法の利益を得るものをいいます。

(2) 詐欺の罪の条文

以下に、条文を掲載します。

- (詐欺) 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。
- 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを寄せさせた者も、同項と同様とする。
- (未遂罪) 第250条 この章の罪の未遂は、罰する。
- (準用) 第251条 第242条、第244条及び第245条の規定は、この章の罪について準用する。

捜査コラム 無銭における交付行為の分水嶺

無銭の事例では、飲食店で無銭飲食。知人を見送ると欺いて先立って出た店員に、詐欺罪で得た財産上の利益が借物の支払いに充てられる。借物の無償返還を行使できることが前提で、被害者は、行方不明になる借主と見做されることがあります(裁判例30・7・7判集9・9・1956)。が、詐欺の成立が争点となるからと欺いて逃走した場合、被害者は、戻って代金を支払うのが行為者の意思にかかると見做されることを知りながらその状態を生じさせている以上、利益の移転があったとみることができ、支払いを一時的に滞らせる旨の意思表示があったと認められるので詐欺罪が成立するとされました(東京高判33・7・7裁判時報5・8・313)。

犯罪事実記載例

被疑者は、通行人に因縁をつけて現金を脅し取ろうと考へ、〇〇〇〇と共謀の上、平成〇〇年〇月〇日午後11時15分頃、東京都千代田区〇〇1丁目1番地1号先路上において、同所を歩行中の×××(当時18歳)に対し、「さつき見てたよ。何見てんだよ。」などと因縁をつけ、「お前、どうすんだよ。誠意を見せろ。1万円円で許してやる。」などと語気強く言って現金の交付を要求し、もしこの要求に応じなければ同人の身体等につながる危害をも加えかねない気勢を示して同人を脅がらせ、よって、その頃、同所において、同人から現金1万円の交付を受け、これを脅し取ったものとする。

……されることとなりますが、この記載例を見

5 故意

本罪の故意は、客体が公務員であり、その職務の執行中であることを、及び客体である公務員に暴行・脅迫を加えることを認識することです。

したがって、私服勤務の警察官に対して警察官と知らずに暴行等を行った場合は、暴行罪等が成立するのみであって、公務執行妨害罪は成立しません。

なお、公務員の職務が違法だと誤信して暴行等に及んだ場合は、単なる法律の錯誤には以下のような立場をとっています。

6 業務妨害罪(第233条、第234条)との関係

業務妨害罪にいう「業務」に「公務」が含まれるかにについて、現在の最高裁判例は以下のような立場をとっています。

- ① 強制力を行使する権力的公務 公務執行妨害の対象となります。
- ② 強制力を行使しない権力的公務、非権力的公務 公務執行妨害、業務妨害の双方の対象となり、「暴行・脅迫による場合」→公務執行妨害罪が成立します。「偽計・威力等による場合」→業務妨害罪が成立します。



第1編 捜査書類総論

- 第1章 書類作成総論
- 第2章 書類作成上の留意事項
- 第3章 地域警察官の作成書類
- 第4章 送致書記載要領
- 第5章 捜査報告書記載要領
- 第6章 被害届記載要領
- 第7章 実況見分調書記載要領
- 第8章 逮捕手続書記載要領
- 第9章 弁解録取書記載要領
- 第10章 供述調書記載要領
- 第11章 押収関係書類記載要領
- 第12章 簡易書式例記載要領
- 第13章 簡易書式例作成要領
- 第14章 犯罪事実記載要領

第2編 捜査書類各論 暴行・傷害編

- 第1章 暴行・傷害総論
- 第2章 暴行・傷害任意一件書類記載例
- 第3章 暴行・傷害強制一件書類記載例

第3編 捜査書類各論 窃盗編

- 第1章 窃盗・強盗総論
- 第2章 窃盗任意一件書類記載例
- 第3章 窃盗強制一件書類記載例

第4編 捜査書類各論 横領・詐欺編

- 第1章 横領・詐欺総論
- 第2章 横領・詐欺任意一件書類記載例
- 第3章 横領・詐欺強制一件書類記載例

第5編 捜査書類各論 刑法その他編

- 第1章 公務執行妨害総論
- 第2章 公務執行妨害逮捕手続書等
- 第3章 住居侵入等総論
- 第4章 住居侵入等逮捕手続書等
- 第5章 器物損壊等総論
- 第6章 器物損壊等逮捕手続書等
- 第7章 公然わいせつ総論
- 第8章 公然わいせつ逮捕手続書

第6編 捜査書類各論 軽犯罪法編

- 第1章 軽犯罪法総論
- 第2章 軽犯罪法任意一件書類記載例
- 第3章 軽犯罪法強制一件書類記載例

第7編 捜査書類各論 特別法その他編

- 第1章 酩酊者規制法総論
- 第2章 酩酊者規制法任意一件書類記載例
- 第3章 酩酊者規制法強制一件書類記載例
- 第4章 銃刀法総論
- 第5章 ピッキング防止法総論
- 第6章 出入国管理法総論
- 第7章 風営法総論
- 第8章 売春防止法総論

第8編 捜査書類各論 迷惑防止条例編

- 第1章 迷惑防止条例総論(卑わい行為・客引き・スカウト等)
- 第2章 迷惑防止条例任意一件書類記載例
- 第3章 迷惑防止条例強制一件書類記載例

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

* 地域警察官実務必携
～一件書類作成から犯罪事実記載等まで～

部内用

合計 _____ 部

ご所属名	庁	道府県
(署・隊・課)		

ご担当者名 _____ (TEL: _____)

係名	氏名

係名	氏名

(ご記入いただいた個人情報は、購入申込み及びそれに伴うご連絡・弊社図書ご案内に利用させていただきます。)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2
TEL:03-3291-1561(代表) <http://tachibanashobo.co.jp>